

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した  
社会保障施策に要する経費について(平成29年度決算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

平成29年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 11,085 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 429,014 千円

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	54,306	27,039	13,519	0	13,748	437
	老人福祉事業	118,495	0	491	0	118,004	3,754
	児童福祉事業	80,815	11,529	5,501	3,786	59,999	1,909
	その他の社会福祉事業	17,062	0	850	0	16,212	516
	小計	270,678	38,568	20,361	3,786	207,963	6,616
社会保険	国民健康保険事業	11,127	1,433	4,607	0	5,087	162
	介護保険事業	55,661	275	137	0	55,249	1,758
	後期高齢者医療事業	59,977	0	11,386	0	48,591	1,546
	小計	126,765	1,708	16,130	0	108,927	3,466
保健衛生	救急患者輸送事業	2,971	0	0	0	2,971	94
	診療所事業	20,525	0	0	0	20,525	653
	母子保健事業	1,540	0	0	0	1,540	49
	健康増進事業	3,473	0	0	0	3,473	110
	疾病予防対策事業	3,051	0	0	0	3,051	97
	その他の保健衛生事業	11	0	0	0	11	0
	小計	31,571	0	0	0	31,571	1,003
合計	429,014	40,276	36,491	3,786	348,461	11,085	

※社会保障施策に要する経費には、事務費及び人件費を除いています。

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。